



平成18年5月18日

各 位

会社名 大豊建設株式会社
代表者名 代表取締役 岡村康秀
(コード番号1822 東証第1部)
問合せ先 執行役員管理本部総務部長 石亀昭夫
(TEL03-3297-7000)

内部統制システムの基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念である「顧客第一」、「創造と開拓」、「共生」及び「自己責任」を経営の基本とし、また「大豊建設株式会社企業行動規範」に基づき、取締役、執行役員及び使用人が法令、定款その他社内規程および社会通念を遵守した行動を取るための体制を強化する。

取締役、執行役員及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、法令及び文書管理規程等の社内規程に従い、適切に行う。

情報の管理については、個人情報取扱規程等の社内規程に従い適切に行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内、各部署に於いて、担当業務に関するリスクを想定し、その対応策を作成し、教育する。災害等各部署に共通する事項については、対応マニュアルを整備し、継続的に教育する。

日常の業務については、管理本部監査部により定期的に内部監査を実施し、業務執行に関し、法令・社内規程等に反するおそれのあるリスクが発見された時は、直ちに管理本部長に報告し、必要な改善を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

年度経営計画、中期経営計画に従い、目標達成のために業務を執行し、定期的に、その進捗を確認する。

業務執行については、法令及び取締役会規程、経営会議規程、執行役員会規程等の社内規程に従う。

日常の業務執行については、職務権限規程、職制等に従う。

5. **会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
子会社・関係会社の独自性を尊重しつつ、四半期ごとに、経営の状況、経営課題等につき報告を受け、必要な支援等の措置を適切に講ずる。
6. **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
取締役会は、監査役の意見を聞き、十分な協議を行い、合意に基づき、必要な措置をとる。
7. **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を得ることとする。
8. **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
取締役及び執行役員は、取締役会、執行役員会等の会議において、監査役に対し、審議事項・決議事項につき、適切な報告を行う。
取締役、執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
使用人は、定期的に監査の結果を報告する。
9. **その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制**
当社の監査体制の実効性を高めるため、管理本部その他の箇所は、監査役の意見を十分に尊重し、監査役が監査に協力する。

以上